

令和3年3月31日

京都市上下水道局南部拠点整備事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、京都市上下水道局南部拠点整備事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、上下水道局本庁舎を含む京都市内南部エリアを所管する水道・下水道の事業所を集約することにより、効果的・効率的な事業執行体制を構築するとともに、漏水や地震、大雨等の大規模災害の発生時における迅速な復旧対応を可能とすること等を目的として、京都市内南部エリアにおける事業活動・災害対応の拠点を整備するものです。

2. 対象事業者について

対象事業者名：PFI京都市上下水道庁舎整備・運営株式会社

※PFI京都市上下水道庁舎整備・運営株式会社は、本事業実施のために株式会社大林組（代表企業、本社所在地：東京都港区）、株式会社東急コミュニティー（本社所在地：東京都世田谷区）、の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以上